

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		備考
改定前	改定後	
週休2日 試行 工事要領	週休2日 工事要領 (営繕工事)	削除・追加
<p>平成30年1月30日 財政局長決裁 平成31年3月8日 一部改正 令和元年5月17日 一部改正 令和2年5月7日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年1月29日 一部改正 令和3年9月16日 一部改正</p> <p>(目的) 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。</p> <p>建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するため試行工事を実施するものとし、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>(定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	<p>平成30年1月30日 財政局長決裁 平成31年3月8日 一部改正 令和元年5月17日 一部改正 令和2年5月7日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年1月29日 一部改正 令和3年9月16日 一部改正 令和6年2月20日 一部改正</p> <p>(目的) 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。</p> <p>また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。</p> <p>建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>(定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	追加
		追加
		削除

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前	改定後	備考
<p>(対象工事)</p> <p>第3条 この要領は、週休2日試行工事の設定を行った工事を対象とする。</p> <p>なお、対象工事の選定にあたっては、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。</p> <p>また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3条 本要領は現場閉所が可能なすべての営繕工事に適用する。ただし、社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事）は対象外とすることができる。</p> <p>また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。</p> <p>土木電気通信編工事、土木機械編工事、プラント工事は本要領を適用することができるものとする。</p> <p>主たる工事が営繕工事に従たる工事が土木工事の場合は、本要領による。</p> <p>主たる工事が土木工事に従たる工事が営繕工事の場合は、「週休2日工事要領（土木工事）」による。（従たる営繕工事の補正係数については別紙-1の4週8休以上のみを適用する。）</p>	<p>変更</p> <p>追加</p>
<p>(発注方式)</p> <p>第4条 受注者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができる。</p>	<p>(発注方式)</p> <p>第4条 発注者指定型とする。発注者が週休2日に取り組むことを指定し、関係者が協力しあって週休2日の達成に取り組むものとする。</p>	<p>変更</p>
<p>(補正方法)</p> <p>第5条 土木工事は、当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。</p> <p>なお、上記については、営繕工事を含む土木工事は適用外とし、土木電気通信編工事、土木機械編工事、プラント工事を含む土木工事は適用することができるものとする。</p>	<p>(補正方法)</p> <p>第5条 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。なお、補正係数については、「札幌市公共建築工事積算要領」に基づき共通費を積算する場合は別紙-1の補正係数を適用し、「札幌市公共建築工事積算要領」以外の積算基準にて共通費を積算する場合は別紙-2の補正係数を適用する。</p>	<p>変更</p>
<p>(実施における留意事項)</p> <p>第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。</p> <p>2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績評価において減点等の措置は行わない。</p> <p>3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所（現場休息）日とすることも可とする。</p> <p>4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。</p> <p>なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。</p> <p>5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行うものとする。</p> <p>※休日の確認書類として工事月報以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。</p> <p>6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。</p> <p>7 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じて、設計変更（土木工事は</p>	<p>第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。</p> <p>2 工事の実施に当たっては、別紙-3のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-4のとおりとする。</p> <p>なお、積算体系の違い等により記載内容が異なる場合は、特記仕様書にその内容を記載するものとする。</p> <p>3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所（現場休息）日とすることも可とする。</p> <p>4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。</p> <p>なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。</p> <p>5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報、休日取得計画等の提示により確認を行うものとする（休日取得計画は別紙-5を参照し作成すること）。</p> <p>※休日の確認書類として工事月報、休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。</p> <p>6 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。</p> <p>7 監督員及び受注者は、各作業の適正な施工期間を考慮するとともに、全体の工程に遅延が生じないよ</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前	改定後	備考
<p>4週8休未満の場合)により工事別に以下の経費を補正する。</p> <p>【工事別の補正対象経費】</p> <p>土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費</p> <p>営繕工事：労務費</p> <p>8 週休2日の履行が確認できた試行工事は、工事成績評価において加点評価を行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 受注者は、試行工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。</p> <p>2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和3年10月単価を使用する工事から適用する。</p>	<p>う、各工事間(分離で発注した工事を含む)のスケジュール等の調整に努める。</p> <p>8 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合や、受注者の責によらず対象外とすべき期間が生じた場合(設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要と認められるとき等)は、その都度、監督員は受注者と協議する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。</p> <p>2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、週休2日試行工事要領の営繕工事について一部改正するものである。従前の要領は廃止とする。</p> <p>2 この要領は、令和6年4月単価を使用する工事から適用し、同日前に従前の要領を適用する工事については、なお従前の例による。</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		備考
改定前	改定後	
<p>別紙-1</p> <p>試行工事実施フロー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">試行工事発注時</p> <p>週休2日試行工事を選定後、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。 (別紙-2 参照)</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">試行工事契約後</p> <p>※受注者が週休2日による施工を希望する場合</p> <p>契約後、受注者は週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿等を工事監督員へ提出する。 (別紙-3 参照)</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">施工計画書提出時</p> <p>受注者は週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿等とともに工事監督員へ提出する。 工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙-4 参照)</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">試行工事施工中</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行う。 週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 工事監督員は、対象期間における現場閉所(現場休息)の状況に応じて、<u>設計変更(土木工事は4週8休未満の場合)により工事別に以下の経費の補正を行う。</u> 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 営繕工事：労務費 (別紙-5 参照) </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事完了後</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者はアンケート調査に協力する。 工事主任の上司は、<u>週休2日による施工の実施について工事成績評定において評価する。</u> (別紙-6 参照) </div>	<p>別紙-3</p> <p>工事実施フロー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">工事発注時</p> <p>入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。 (別紙-4 参照)</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">工事契約後</p> <p>受注者は契約後、週休2日による施工を行う。</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">施工計画書提出時</p> <p>受注者は週休2日の休日取得計画を施工計画書に添付して、工事監督員へ提出する。 工事監督員は休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙-5 参照)</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">工事施工中</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報、休日取得計画等の提示により確認を行う。 週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 工事監督員は、対象期間における現場閉所(現場休息)の状況を確認後、<u>4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。</u> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事完了後</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者はアンケート調査に協力する。 </div>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>
<p>※受注者が週休2日による施工を希望しない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>通常工事の流れとなる。なお、土木工事は当初計上の経費を補正しない設計変更手続きを行う。</p> </div>		

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		改定前	改定後	備考
		別紙-2	別紙-4	変更
1 告示別表の記載例	告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。		1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。	変更
2 特記仕様書の記載例	特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日試行工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。 2. 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。 3. 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所（現場休息）を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5. 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。 6. 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 7. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 8. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2) 受注者は、実施結果を工事月報等により定期的に発注者へ報告する。 9. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 10. 週休2日の施工を希望した工事は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、設計変更（土木工事は4週8休未満の場合）により工事別に以下の経費の補正を行うものとする。 【土木工事の場合】 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所（現場休息）に応じた補正係数を乗じるが、その他労務費分や機械経費（賃料）分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。 1) 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上の場合） 2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以		2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日工事（営繕工事）」の対象工事であり、 <u>当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。</u> 2. 受注者は、週休2日による施工を行う。 3. 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所（現場休息）を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5. 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。 6. 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 7. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 8. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2) 受注者は、実施結果を工事月報、休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 9. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 10. 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、 <u>達成状況に応じて、補正分について減額の設計変更を行う。</u> 工事別に以下の経費の補正を行うものとする。 【営繕工事の場合】 現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じる設計変更を行う。 1) 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上の場合） 労務費 1.05 2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以	削除 変更
				変更 追加 変更 変更 追加

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		改定前	改定後	備考
	<p>上 28.5%未満)</p> <p>3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%(6日/28日)以上25%未満)</p> <p>補正方法については、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は履行状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初計上していた4週8休以上の経費を補正しないものとし、請負代金額を変更する。</p> <p>【営繕工事の場合】</p> <p>現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。</p> <p>1) 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上の場合)</p> <p>2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所(現場休息)率25%(7日/28日)以上28.5%未満)</p> <p>3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%(6日/28日)以上25%未満)</p> <p>11. 「週休2日試行工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 なお、アンケートは工事管理室ホームページ http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html に掲載している。</p> <p>12. その他の事項については、週休2日試行工事要領によるものとする。</p>		<p>以上28.5%未満) 労務費 1.03</p> <p>3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%(6日/28日)以上25%未満) 労務費 1.01</p> <p>補正方法については、当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。</p> <p>【従たる土木工事等の場合】</p> <p>現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所(現場休息)に応じた補正係数を乘じるが、その他労務費分や機械経費(賃料)分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。</p> <p>1) 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上の場合) 労務費 1.05、機械経費(賃料) 1.04、共通仮設費率 1.04、現場管理費率 1.06</p> <p>2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所(現場休息)率25%(7日/28日)以上28.5%未満) 労務費 1.03、機械経費(賃料) 1.03、共通仮設費率 1.03、現場管理費率 1.04</p> <p>3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%(6日/28日)以上25%未満) 労務費 1.01、機械経費(賃料) 1.01、共通仮設費率 1.02、現場管理費率 1.03</p> <p>補正方法については、当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所(現場休息)の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。</p> <p>11. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 なお、アンケートは工事管理室ホームページ http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html に掲載している。</p> <p>12. その他の事項については、週休2日工事要領(営繕工事)によるものとする。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>変更</p>

別紙-3

記載例

(契約後打合せ時)

工事施工協議簿(第 回)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日	回答希望日	月 日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input checked="" type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾	<input checked="" type="checkbox"/> 提出	<input checked="" type="checkbox"/> 報告	<input checked="" type="checkbox"/> 届出	<input checked="" type="checkbox"/> 確認

工事名 ○○線道路改良工事

(内容)

週休2日試行工事について協議します。

例1)当工事において、週休2日による施工は実施しません。

例2)当工事において、週休2日による施工を希望します。

添付図 葉、その他添付図書

発注者	上記について	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 協議	<input checked="" type="checkbox"/> 通知	<input checked="" type="checkbox"/> 受理	<input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。					
		回答予定日	令和 年 月 日				

【回答】

例1)了解しました。労働基準法第32条(労働時間の原則)及び第35条(休日)を遵守の上、工事を進めてください。

なお、当初計上していた4週8休以上の経費を補正しない設計変更の手続きを行います。(土木工事)

例2)了解しました。週休2日による施工を実施して下さい。

また、週休2日の計画工程表を提出願います。

添付図 葉、その他添付図書

【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日

工事内容の変更の対象と しない する。ただし、詳細については別途指示する。

請負者	上記について	<input type="checkbox"/> 了解	<input type="checkbox"/> 協議	<input checked="" type="checkbox"/> 提出	<input checked="" type="checkbox"/> 報告	<input checked="" type="checkbox"/> 届出	<input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。					
		回答予定日	令和 年 月 日				

【回答】

添付図 葉、その他添付図書

【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日

		課長	係長	工事監督員				現場代理人	監理技術者	主任技術者
確認欄	中間時				確認欄	中間時				
	最終時					最終時				

削除

別紙-4

記載例

(計画工程表受理時)

工事施工協議簿(第 回)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日	回答希望日	月 日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input checked="" type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾	<input checked="" type="checkbox"/> 提出	<input checked="" type="checkbox"/> 報告	<input checked="" type="checkbox"/> 届出	<input checked="" type="checkbox"/> 確認
工事名	〇〇線道路改良工事							

(内容)

前回打合せ時に協議した、週休2日の計画工程表を提出します。

添付図 葉、その他添付図書

上記について 指示 承諾 協議 通知 受理 その他()

回答予定日を設定します。

回答予定日 令和 年 月 日

【回答】

例1) 計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。
 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。

例2) 計画工程表の内容を確認しましたが、極端に偏った現場閉所日となっているため、
 均衡の取れた閉所日になるよう調整をお願いします。
 (計画工程表については再提出をお願いします。)

添付図 葉、その他添付図書

【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日

工事内容の変更の対象と しない

する。ただし、詳細については別途指示する。

上記について 了解 協議 提出 報告 届出 その他()

回答予定日を設定します。

回答予定日 令和 年 月 日

【回答】

添付図 葉、その他添付図書

【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日

		課長	係長	工事監督員			
					現場代理人	監理技術者	主任技術者
確認欄	中間時						
	最終時						

削除

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		改定前	改定後	備考																																														
		別紙-5	別紙-2	変更																																														
	週休2日試行工事の経費の補正について			削除																																														
	週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。 計上方法は以下のとおりとする。			削除																																														
	〔土木工事〕		〔土木電気通信編工事、土木機械編工事、従たる土木工事等〕	変更																																														
	1 補正係数等 週休2日を実施する工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 現場閉所（現場休息）の状況ごとの各経費補正率は以下のとおり <現場の閉所状況> ① 4週8休以上 現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の場合 ② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所（現場休息）率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合 ③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合 <補正係数>		1 補正係数等 週休2日を実施する工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 現場閉所（現場休息）の状況ごとの各経費補正率は以下のとおり <現場の閉所状況> ① 4週8休以上 現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の場合 ② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所（現場休息）率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合 ③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合 <補正係数>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">現場閉所（現場休息）の状況</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table>		現場閉所（現場休息）の状況			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	現場管理費率	1.03	1.04	1.06		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">現場閉所（現場休息）の状況</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table>		現場閉所（現場休息）の状況			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	現場管理費率	1.03	1.04	1.06	
	現場閉所（現場休息）の状況																																																	
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																																															
労務費	1.01	1.03	1.05																																															
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04																																															
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04																																															
現場管理費率	1.03	1.04	1.06																																															
	現場閉所（現場休息）の状況																																																	
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																																															
労務費	1.01	1.03	1.05																																															
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04																																															
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04																																															
現場管理費率	1.03	1.04	1.06																																															
	<市場単価 補正係数> 下記市場単価補正係数一覧による。		<市場単価 補正係数> 下記市場単価補正係数一覧による。																																															
	2 補正方法 受注者希望型 (1) 当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるが、現場閉所の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は履行状況に応じ設計変更にて上記補正を行う。 (2) ただし、4週6休に満たなかった工事、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった工事については、当初計上していた4週8休以上の経費を補正しないものとし、請負代金額を変更する。		2 補正方法 発注者指定型 (1) 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。	変更																																														

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表					備考					
改定前					改定後					
<市場単価補正係数一覧> 週休2日試行工事における市場単価の補正係数は下表のとおりとする。 (国土交通省土木工事積算基準 令和3年度版の記載による)					<市場単価補正係数一覧> 週休2日工事における市場単価の補正係数は下表のとおりとする。 (国土交通省土木工事積算基準による)					削除
名称	区分	補正係数			名称	区分	補正係数			
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	
鉄筋工		1.01	1.03	1.05	鉄筋工		1.01	1.03	1.05	
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05	
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01	
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05	
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01	
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05	
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04	防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04	
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05	
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02	
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03	防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03	
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04		撤去・移設	1.01	1.03	1.04	
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05	
法面工		1.00	1.01	1.02	法面工		1.00	1.01	1.02	
吹付砕工		1.01	1.02	1.03	吹付砕工		1.01	1.02	1.03	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03	
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	
	剪定	1.01	1.03	1.05		剪定	1.01	1.03	1.05	
公園植栽工		1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.01	1.03	1.05	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	橋面防水工		1.00	1.01	1.02	
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	
グルーピング工		1.00	1.01	1.01	グルーピング工		1.00	1.01	1.01	
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01	コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01	

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表					備考					
改定前					改定後					
(下水道用設計標準歩掛表 令和3年度版の記載による)					(下水道用設計標準歩掛表による)					
名称	規格・仕様	補正係数			名称	規格・仕様	補正係数			
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	削除
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05	砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05	
	機械施工	1.01	1.03	1.05		機械施工	1.01	1.03	1.05	
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05	碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05	
	機械施工	1.01	1.03	1.05		機械施工	1.01	1.03	1.05	
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05	組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05	
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01	小型マンホール工		1.00	1.00	1.01	
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01	取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01	
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02		取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02	

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		改定前	改定後	備考															
		別紙-5	別紙-1 週休2日工事の経費の補正について 週休2日による工事の必要な経費を計上する。計上方法は以下のとおりとする。	変更 追加 追加 削除															
	〔営繕工事〕		〔営繕工事〕																
1	補正係数等 週休2日試行工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格等（材工単価）の労務費）を補正する。		1 補正係数等 週休2日工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格等（材工単価）の労務費）を補正する。																
(1)	複合単価 複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。		(1) 複合単価 複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。																
	<table border="1"> <tr> <td>現場閉所（現場休息）率</td> <td>4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)</td> <td>4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)</td> <td>4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table>	現場閉所（現場休息）率	4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)	4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)	4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)	補正係数	1.05	1.03	1.01	<table border="1"> <tr> <td>現場閉所（現場休息）率</td> <td>4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)</td> <td>4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)</td> <td>4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table>	現場閉所（現場休息）率	4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)	4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)	4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)	補正係数	1.05	1.03	1.01	
現場閉所（現場休息）率	4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)	4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)	4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)																
補正係数	1.05	1.03	1.01																
現場閉所（現場休息）率	4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)	4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)	4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)																
補正係数	1.05	1.03	1.01																
(2)	市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 市場単価と補正市場単価は、以下の補正率及び以下の式により算出する。 【新営工事の場合】 ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】 ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】 ・市場単価 × 改修補正率 ・補正市場単価 × 改修補正率 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の補正率及び以下の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。 【新営工事の場合】 ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率 【全館無人改修、執務並行改修の場合】		(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 市場単価と補正市場単価は、以下の補正率及び以下の式により算出する。 【新営工事の場合】 ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】 ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】 ・市場単価 × 改修補正率 ・補正市場単価 × 改修補正率 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の補正率及び以下の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。 【新営工事の場合】 ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率 【全館無人改修、執務並行改修の場合】																

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表

改定前				改定後				備考
・物価資料の掲載価格 × 改修補正率 【建築工事】				・物価資料の掲載価格 × 改修補正率 【建築工事】				
工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満		
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07	
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14	
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09	
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15	
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10	
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15	
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14	
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12	
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08	
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07	
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14	
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09	
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15	
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10	
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15	
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14	
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12	
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08	
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表

改定前								改定後								備考
-----	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	----

舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

【電気設備工事】

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

【電気設備工事】

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

【機械設備工事】

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

【機械設備工事】

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

2 補正方法

受注者希望型

- (1) 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所(現場休息)の状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。
- (2) 4週6休に満たない場合は、上記補正を行わない。

2 補正方法

発注者指定型

- (1) 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所(現場休息)の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。

変更

別紙-6

週休2日 試行工事における工事成績評定の取り扱いについて

工事主任の上司は、工期内における週休2日の履行が確認できた場合、工事成績評定において加点評価を行うこととする。

工事主任の上司は以下の手順により評定を行うこと。

【成績評定における加点項目】

工事主任の上司

様式3-④-2

7. 法令遵守等

週休2日の確保

加点評価（プラス2点）を行う。

○ 考査項目別運用表記入例

【土木工事】

様式3-④-2 (土木)

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任の上司用)

考査項目	総合評価履行の該当項目一覧表																								
7. 法令遵守等	<p>総合評価履行</p> <p>【計画審査型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算点を得た項目 (A)</th> <th>履行確認の項目 (B)</th> <th>施工計画における評価対象項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工計画の実施手順の妥当性</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 該当なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>工期設定の適切性</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工上配慮すべき事項の適切性</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他 ()</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減点 = $-5 \times (\text{加算点を得た項目数 (A)} - \text{調査により履行が確認された項目数 (B)}) + \text{加算点を得た項目数 (A)} - 5 \times (\quad) + \quad = \quad \text{ - 点}$</p> <p>① 本評価は、計画審査型により実施した総合評価方式の工事について行う。 ② 本評価は、施工計画における「技術的評価において評価点を得た項目」の履行状況について行う。 ③ 減点は小数点第1位を四捨五入し、整数とする。</p>	加算点を得た項目 (A)	履行確認の項目 (B)	施工計画における評価対象項目		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画の実施手順の妥当性	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期設定の適切性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工上配慮すべき事項の適切性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
加算点を得た項目 (A)	履行確認の項目 (B)	施工計画における評価対象項目																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画の実施手順の妥当性	<input type="checkbox"/> 該当なし																						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期設定の適切性																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工上配慮すべき事項の適切性																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ()																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																								
	<p>週休2日の確保</p> <p>① 本評価は、週休2日試行工事について行う。 ② 工期内における週休2日の履行が確認できた場合、加点を行う。 ③ 加点は2点とする。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> + 点</p>																								
	<p>法令遵守 + 総合評価履行 + 週休2日の確保の合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令遵守</td> <td>- 点</td> </tr> <tr> <td>総合評価履行</td> <td>- 点</td> </tr> <tr> <td>週休2日の確保</td> <td>+ 点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>点</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点	法令遵守	- 点	総合評価履行	- 点	週休2日の確保	+ 点	合計	点														
項目	点																								
法令遵守	- 点																								
総合評価履行	- 点																								
週休2日の確保	+ 点																								
合計	点																								

削除

【営繕工事】

様式3-①-2 (共通) 工事成績採点の審査項目別運用表 (共通・工事主任の上可用)

審査項目	総合評価履行の該当項目一覧表			
7. 法令遵守等	総合評価履行(該当する項目の□にレマークを記入する)			
	【計画変更型】			
	加算点を付した項目 (A)	履行確認の項目 (B)	施工計画における評価対象項目	<input type="checkbox"/> 該当なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画の実施手順の妥当性	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期設定の適切性	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工上配慮すべき事項の適切性	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	
	$\text{採点} = 5 \times (\text{加算点を付した項目数 (A)} - \text{調査により履行が確認された項目数 (B)}) + \text{加算点を付した項目数 (A)} \times 5 \times (\quad) + \quad = \quad \text{点}$			
	① 本評価は、計画変更型により実施した総合評価等札方式の工事について行う。 ② 本評価は、施工計画における「技術的評価において評価点を付した項目」の履行状況について行う。 ③ 採点は小数点第1位を四捨五入し、整数とする。			
	週休2日の確保			
	週休2日の確保			
	① 本評価は、週休2日執行工事について行う。 ② 工期内における週休2日の履行が確認できた場合、加点を付す。 ③ 加点は2点とする。			
	法令遵守 + 総合評価履行 + 週休2日の確保の合計			
	法令遵守と総合評価、週休2日の確保の計			
	法令遵守	-	点	
	総合評価履行	-	点	
	週休2日の確保	+	点	
	合計		点	

削除

